

平成17年7月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 吉田 要

平成17年(ネ)第1333号 解約精算金請求控訴事件 (原審 東京地方裁判所平成16年(ク)第25621号)

口頭弁論終結日 平成17年5月25日

判 決

大阪市中央区西心斎橋二丁目3番2号

控訴人 (被告)	株 式 会 社 ノ ヲ ヲ
代表者代表取締役	猿 橋 望
訴訟代理人弁護士	寺 村 温 雄
同	永 山 在 浩
同	森 脇 純 夫
同	柏 原 智 行
同	平 山 芳 明
同	山 田 庸 男
同	平 山 忠 義
同	李 義 之
同	中 世 古 裕 之
同	二 宮 誠 行
同	西 村 勇 作
同	増 田 広 充
同	安 江 由 里
同	西 原 和 彦

東 京 高 等 裁 判 所



### 3 仮執行宣言

#### 第3 事案の概要

控訴人が開設する外国語会話教室では、約款において、あらかじめレッスンを受講するためのレッスンポイントを一括して購入することが定められており、レッスンポイントの料金については、購入したポイント数が多くなればなるほどポイント単価が安くなる制度（以下「数量割引制度」という。）が採用され、中途解約における精算の際に控除されるべき消化済受講料のポイント単価については、購入時の単価ではなく、役務提供済ポイント数以下で最も近いコースの契約時の単価とする（ただし、役務提供済ポイント数以上の最も近いコースのポイント総額を上限とする。）旨の消化済受講料精算規定（以下「本件消化済受講料精算規定」という。）が定められていた。被控訴人は、控訴人が開設する外国語会話教室に入学し、600ポイントのレッスンポイント（単価1200円）を75万6000円（消費税込み）で購入したが、レッスンポイント386ポイントを消化したところで、中途解約をした。本件は、被控訴人が、本件消化済受講料精算規定を特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）49条2項1号イに違反して無効であると主張した上、精算の際に控除されるべき消化済受講料のポイント単価を購入時の単価であるとして計算した精算金と控訴人が主張する精算金との差額金について、不当利得を理由に返還請求する事案である。原審は、本件消化済受講料精算規定が特定商取引法49条2項1号イに違反し無効であると判断して、被控訴人の請求を認容したので、控訴人が控訴したものである。

#### 1 法令と約款の定め

(1) 特定商取引法1条は、「この法律は、特定商取引（訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引並びに業務提供誘引販売取引をいう。以下同じ。）を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と定めて、目的規定を置く。

(2) 平成16年法律第44号による改正前の特定商取引法49条1項は、「役務提供事業者が特定継続的役務提供契約を締結した場合におけるその特定継続的役務の提供を受ける者は、第42条第2項の書面を受領した日から起算して8日を経過した後においては、将来に向かつてその特定継続的役務提供契約の解除を行うことができる。」と定めて、特定継続的役務提供契約につき、役務受領者に理由を問わない非遡及効の中途解約権を認める。

そして、同条2項は、「役務提供事業者は、前項の規定により特定継続的役務提供契約が解除されたときは、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める額にこれに対する法定利率による遅延損害金の額を加算した金額を超える額の金銭の支払を特定継続的役務の提供を受ける者に対して請求することができない。」として、1号で「当該特定継続的役務提供契約の解除が特定継続的役務の提供開始後である場合次の額を合算した額 イ 提供された特定継続的役務の対価に相当する額 ロ 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として第41条第2項の政令で定める役務ごとに政令で

定める額」として、中途解約の場合の事業者が請求することのできる金額の上限を定める。

(3) 同法49条7項は、「前各項の規定に反する特約で特定継続的役務提供受領者等に不利なものは、無効とする。」と定めて、片面的強行法規性を明らかにする。

(4) 控訴人の約款は、中途解約時における精算の際に控除されるべき消化済受講料のポイント単価及び中途登録解除手数料について、要旨、以下のとおりの定めを置く。(乙3, 乙5の2の2, 乙5の3の2)

#### ア 消化済受講料

消化済受講料を算定する際に用いるべきポイント単価は、役務提供済ポイント数以下で最も近いコースの契約時のポイント単価とし、デイトタイム登録、スタンダード登録、24時間登録の登録種別に該当する単価とする。ただし、消化済受講料は、役務提供済ポイント数以上の最も近いコースのポイント総額を上限とする。

#### イ 中途登録解除手数料

中途登録解除手数料は、差引計算後の金額の2割(ただし、5万円を上限とする。)とする。

2 争いのない事実等(証拠等によって認定した事実には末尾に当該証拠等を掲記する。)

(1) 控訴人は、外国語教室の経営等を目的とする会社である。控訴人が開設する外国語会話教室は、「NOVA」という校名であり、特定商取引法41条2項における「特定継続的役務」に該当する。(乙3, 弁論の全趣旨)

(2) 「NOVA」に入学するには、あらかじめレッスンを受講するためのレッスンポイントを一括して購入しなければならず、受講者は、これによって1ポイント当たり1回のレッスンを受講できるというシステムとなっている。

(乙3, 5の2の2, 5の3の2)

(3) レッスンポイントの料金は、以下のとおり、購入したポイント数が多くなるに従いポイント単価が安くなる制度(数量割引制度)となっている。(乙3)

ア	契約ポイント数600ポイントの場合	1ポイント当たり1200円
イ	契約ポイント数500ポイントの場合	1ポイント当たり1350円
ウ	契約ポイント数400ポイントの場合	1ポイント当たり1550円
エ	契約ポイント数300ポイントの場合	1ポイント当たり1750円
オ	契約ポイント数250ポイントの場合	1ポイント当たり1850円
カ	契約ポイント数200ポイントの場合	1ポイント当たり1950円
キ	契約ポイント数150ポイントの場合	1ポイント当たり2050円
ク	契約ポイント数110ポイントの場合	1ポイント当たり2100円
ケ	契約ポイント数80ポイントの場合	1ポイント当たり2300円
コ	契約ポイント数50ポイントの場合	1ポイント当たり3000円
サ	契約ポイント数25ポイントの場合	1ポイント当たり3800円

(4) 被控訴人は、平成13年9月13日、「NOVA」王子校に入学して、600ポイントのレッスンポイントを75万6000円(消費税込み)で購入した。

(5) また、被控訴人は、入学後、10ポイントのレッスンポイントを3万15

00円（消費税込み）で3回にわたって購入した。

(6) 控訴人においては、受講者は、上記レッスンとは別にVOICEルームで外国人スタッフと会話練習をすることもできるが、その場合もこれを利用するためのVOICEチケットをあらかじめ一括して購入しなければならないシステムとなっており、被控訴人は、入学時に、10枚のVOICEチケットを2万1000円（消費税込み）で購入し、その後、50枚のVOICEチケットを8万4780円（消費税込み）で購入した。（乙3、5の2の2、5の3の2）

(7) 被控訴人は、控訴人に対し、平成16年7月30日、中途解約の意思表示をしたが、消化済レッスンポイントが386ポイントであり、消化済VOICEチケットが25枚であった。（甲1、甲2、弁論の全趣旨）

(8) 控訴人が、本件において、被控訴人に返還する金額から控除できる消化済VOICEチケット利用料は、被控訴人が中途解約の意思表示をした時点で既に消化していた25枚のVOICEチケットの購入代金に相当する金額（当初の10枚が2万1000円（消費税込み）、その余の15枚については追加購入分の50枚分の代金である8万4780円の50分の15に当たる2万5434円（消費税込み）の合計4万6434円である。

(9) なお、被控訴人が入学後3回にわたって購入した10ポイントのレッスンポイント（3万1500円。消費税込み）には、控除金がない。

### 3 争点

争点は、中途解約の際に控除されるべき消化済受講料のポイント単価を役務提供済ポイント数以下で最も近いコースの契約時のポイント単価とする（ただ

し、役務提供済ポイント数以上の最も近いコースのポイント総額を上限とする。) という本件消化済受講料精算規定が特定商取引法49条2項1号イに違反して無効か否かである。

#### 4 当事者の主張

##### (1) 被控訴人の主張

ア 特定商取引法には、「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」につき、購入時の単価と異なる単価で精算することを認める規定はないが、購入時の単価によるのが法の趣旨にかなう。特に、控訴人は、価格表記に当たり、レッスンポイント購入数に応じた1ポイント当たりの単価のみを表示しているところ、このようにポイント単価を強調してレッスンポイントを販売した以上、受講者において中途解約に際しても購入時の単価で精算をしてもらえると信じるのは当然のことである。特定商取引法は、事業者が中途解約における精算に際して控除する金額を限定しようとしているものであるところ、上記のようにポイント単価のみをことさら強調している本件にあつては、少なくとも購入時の単価よりも受講者に不利なポイント単価を使用することは、法の趣旨に沿わない。したがって、本件消化済受講料精算規定は、特定商取引法49条2項1号の脱法的規定として無効である。

ちなみに、控訴人都合（廃校）の中途解約の場合や受講拒絶の場合の損害賠償に比すれば、本件消化済受講料精算規定が無効であることは一層明らかである。

イ 控訴人としては、購入時の単価に消化済ポイントを掛けた金額を「提供

された特定継続的役務の対価に相当する額」として控除すべきであり、これと異なる単価に基づく金額を控除することは許されない。そうすると、控訴人が消化済受講料として控除できるのは、1200円（消費税を含めると1ポイント当たり1260円）に消化済レッスンポイント（386ポイント）を掛けた48万6360円である。

(2) 控訴人の主張

ア 特定商取引法49条2項1号イは、特定継続的役務提供契約が中途解約された際に事業者が役務受領者に請求できる金額を「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」と定めているのみであって、その算定の基礎となる単価については、何も規定しておらず、個々の契約にゆだねている。数量割引制度の下でのポイント単価は、購入数量を全部使い切ることを前提にしており、一部のみを消化して中途解約をする場合にまで購入時の単価に依拠すべきことを意味しない。そうしなければ、最初から200ポイント分しか使うつもりがなくても、とりあえず600ポイントを購入して、200ポイントを消化した時点で中途解約をすれば、購入時の単価で受講するということが可能となり、これは数量割引制度の否定につながる。また、このような料金体系の下では、「提供された特定継続的役務の対価に相当する額」を仮に当初大量購入時の単価により算定しなければならないとすると、例えば、同じ200ポイントを消化する場合でも、当初から200ポイントだけ購入した者は、ポイント単価1950円、総額39万円を受講することになるのに対し、当初600ポイント購入して200ポイント消化後に中途解約する者は、ポイント単価1200円、総額24万円

が控除されるのみとなり、結果的には割引料金でレッスンを受講できたということになるが、これでは同じポイント分だけレッスンを受講した者の間で不公平を生じる。以上から、大量割引制度下における本件消化済受講料精算規定には合理性がある。

イ そうすると、控訴人が控除できる金額は、被控訴人が消化したレッスンポイントである386ポイント以下で最も近いコースである300ポイント購入コースのポイント単価である1ポイント1750円に、消化したレッスンポイントである386ポイントを掛け、消費税を合算した金額である70万9275円となるべきところ、この金額は、役務提供済ポイント数以上の最も近いコースである400ポイント購入コースの購入ポイント総額である65万1000円と比べるとこれを上回っているので、結局、65万1000円となる。

#### 第4 当裁判所の判断

##### 1 特定商取引法による特定継続的役務提供契約に対する規制の経緯

- (1) 特定商取引法は、もともと訪問販売等に関する法律（昭和51年法律第57号）という題名の法律であり、訪問販売、通信販売、連鎖販売取引を規制の対象として、消費者の損害防止を図ることを目的として制定され、その後、規制対象の拡大に伴い、平成12年法律第120号による改正によって、その題名が特定商取引に関する法律と改められた。
- (2) 昭和51年に訪問販売等に関する法律が制定されたが、その後、サービス取引の多様化がみられるようになり、エステティックサロン、外国語会話教室、家庭教師、学習塾等の継続的役務取引が増大した。しかるに、これら取

引においては、①契約期間が一定期間程度長期にわたるため、役務受領者の側に事情変更が生じ、引き続き役務の提供を受けることが困難となる状況が発生した場合、②取引の対象である役務提供の内容を客観的に確定することが難しいこと、提供される役務の効果や目的の実現が不確実であること等から、役務受領者が期待した役務の提供又は効果等が得られず、以後の役務提供を望まない場合等において、役務受領者が契約の解約を希望しても、事業者がこれに応じない等のトラブルが多発した。そこで、このようなトラブルを解決するため、平成11年法律第34号による改正において、新たな規制対象として特定継続的役務提供（訪問販売等に関する法律17条の2以下）を設け、政令により、エステティックサロン、語学教室、家庭教師、学習塾を規制対象に指定し、規制方法の一つとして、クーリングオフ期間経過後の役務受領者に「将来に向かって」効力が生ずる中途解約制度（同法17条の10第1項）を定めるとともに、それと相俟って中途解約に伴って事業者が請求できる金額の上限を規制すること（同法17条の10第2項）とし、その規定に反する特約で役務受領者に不利なものを無効とする（同法17条の10第7項）旨規定し、中途解約制度や事業者が請求（控除）できる金額の上限を規制の対象とする定めを置き、それが片面的強行規定であることを明らかにした。その内容は、特定商取引法49条1項、2項、7項と同旨であり、要するに、中途解約権の保障と事業者が前払を受けた役務の対価に相当する金額を精算するに当たって控除できる金額等の上限を規制しようとするものであり、結局、特定商取引法49条2項の趣旨は、継続的役務取引において、中途解約を申し出た者に対し、事業者が控除できる金額の上限規制を

